

大学における

障害者差別解消に向けた取り組み

障害者の権利に関する条約が2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効した。わが国は2007年9月に同条約に署名している。以来、障害者基本法の改正をはじめとする国内法の整備が進められてきた。

2016年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行とともに、「合理的配慮」の不提供の禁止が国公立大学では法的義務に、私立大学でも努力義務となった。

文部科学省でも、同省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する「対応指針」をとりまとめ、これに基づいて、各私立大学では障害学生支援に取り組むこととなり、同時に、支援に対する方針やガイドラインなどの策定も進んでいる。

本号座談会は発達障害に焦点を当てて実施したが、大学における障害者の受け入れに伴い、対応が必要な分野は多岐にわたるため、本特集では座談会とも連動し、は

じめに「発達障害者支援法」により既に義務付けられている発達障害学生への支援について認識を深めることとした。その上で、本年4月に施行された障害者差別解消法の理解、合理的配慮の努力義務化前後の、各大学における学生支援やその体制整備、個別入学者選抜において求められる対応、さまざまな利用者を想定したキャンパス整備、および教職員の採用など、大学における取り組みを多方面からご紹介いただくことによって、各大学における今後の推進方策を考える機会としていただきたい。

障害者差別解消法の概要

松本 宏太

●内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官
（障害者施策担当）付主査

障害のある学生への支援・配慮事例

小越 真一朗

●独立行政法人日本学生支援機構
学生生活部障害学生支援課長

障害者差別解消法の施行と大学における体制整備

柏倉 秀克

●日本福祉大学 学生支援センター長

障害のある受験生に対する合理的配慮

近藤 武夫

●Do-IT Japanディレクター、
東京大学先端科学技術研究センター准教授

すべての利用者によさしいキャンパス整備を目指して

伊井 明

●龍谷大学財務部管理課課長

障害のある教職員の支援・採用と学内理解の促進

原 正福

●立教学院人事課、立教大学しょうがいしゃ支援ネットワーク委員（2014・2015年度しょうがいしゃ支援ネットワーク「学内理解促進・情報発信実施検討ワーキンググループ」座長）

障害者差別解消法の概要

松本 宏太 ●内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付参事官（障害者施策担当） 付主査

1 制定経緯

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現に向けた措置などを規定した「障害者の権利に関する条約」（以後、障害者権利条約）が、平成18年12月の第61回国連総会において採択され、平成20年5月に発効した。

わが国においては、この起草段階から積極的に参加するとともに、平成19年9月に署名して以来、締結に向けた国内法の整備と国会承認を経て、平成26年2月に効力が発生している。

障害者権利条約は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、わが国においては、平成23年の「障害者基本法」の改正の際、障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第

4条に差別の禁止が規定された。

この規定をより具体化するものが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以後、障害者差別解消法）であり、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行された。

2 対象となる障害者

対象となる障害者は、障害者差別解消法第2条に規定された「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、対象となる障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限らない。（なお、高次脳機能障害は、精神障害に含まれる。）

3 対象となる事業者及び分野

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含む。）であり、個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われる。

分野としては、教育、医療、福祉、公共交通、雇用など、障害者の自立と社会参加に関わるあらゆるものを対象にしているが、雇用分野についての差別の解消の具体的な措置（障害者差別解消法第7条から第12条までに該当する部分）に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の関係規定に委ねることとされている。

4 不当な差別的取扱いの禁止

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別について、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の二つに分けて整理している。

不当な差別的取扱いとは、例えば、正当な理由なく、障害を理由に、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為である。このような行為は、行政機関等であるか事業者であるかの別を問わず禁止される。

正当な理由となるのは、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例・安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

5 合理的配慮の提供

合理的配慮としては、障害者やその家族、介助者等、コミュニケーションを支援する人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められる。

この典型的な例としては、車椅子を使う障害者が電車やバスなどに乗り降りするときに手助けをすることや、窓口で障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること、障害の特性に応じて休憩時間を調整することなどが挙げられる。こうした配慮を行わないことによっては、障害者の権利利益が侵害される場合には、障害を理由とする差別に当たるとされる。

過重な負担の有無については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務

状況といった要素などを考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

ただし、合理的配慮に関しては、一律に義務付けるのではなく、行政機関等には率先した取り組みを行うべき主体として義務を課す一方で、事業者に関しては努力義務とされている。これは、障害者差別解消法の対象範囲が幅広く、障害者と事業者との関係は具体的な場面などによってさまざまであり、それによって求められる配慮の内容や程度も多種多様であることを踏まえたものである。

6 環境の整備

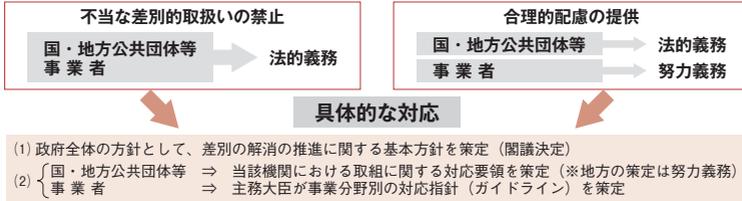
障害者差別解消法第5条では、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上など）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための「環境の整備」として実施に努めることとしている。（これには、ハード面のみならず、職員に対する研修などのソフト面の対応も含まれる。）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（概要）

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることとなつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	---	--

具体化

I. 差別を解消するための措置



実効性の確保 ● 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及・啓発活動の実施
- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

前述した合理的配慮は、こうした環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

また、障害者の状態などが変化することもあるため、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合などには、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮することにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

7 啓発活動

障害を理由とする差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、各種啓発活動に積極的に取り組む必要がある。

国民各層の関心を高め、障害に関する理解と協力を促進することによって、建設的対話による相互理解を通じて合理的配慮の提供が、広く社会に浸透することが期待される。

障害のある学生への支援・配慮事例

小越 真一朗

●独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課長

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構（以後、JASSO）は、2015年4月に大学、短期大学および高等専門学校などの参考資料となるべく、大学などの規模、設備、組織体制ならびに実際の支援に至る手続きなどの面における多様な事例として、「障害のある学生への支援・配慮事例」を本機構Webサイトに公表した。

1 趣旨・背景

わが国でも大学などに在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増している。「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の合理的配慮規定などが

2016年4月から施行され、国公立大学等では障害者への差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立大学等では障害者への差別的取り扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となった。

JASSOでは、障害のある学生が在籍する大学、短期大学、高等専門学校計811校^{*}を対象に、障害のある学生からの支援の要望に対して適切な対応を行うために参考となる取り組み事例の収集を目的とする調査を、2014年7月に実施。そのうち416校から回答を得た。

※「平成25年度（2013年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」による。

2 紹介事例について

紹介事例は、視覚障害27、聴覚・言語障害42、肢体不自由38、病弱・虚弱22、発達障害35、精神障害24の計188例。大学などの規模、設置者、支援体制や実際の支援に至るまでの手続きなどの面での多様性を考慮し、特に、人的・物的資源が限られるなど、さまざまな制約の中で工夫された事例を中心に紹介している。

なお、紹介に当たっては、障害学生の個人情報保護の観点から、各事例における個別情報（学校名）は公表せず、学校や地域が特定できる名称、学部学科、組織などの固有名詞は、一般的な用語や表現に置き換えた。

これらの事例は、個々の大学等において実践された多様な取り組みの一部であるため、そのまま全ての大学等における「合理的配慮」となる性格のものではないが、各大学等において具体的な取り組みを検討する場合の参考資料の一つとして活用いただければ幸いである。

事例紹介ページは、障害種別の詳細区分ごとにページが分かれており、各ページの事例は学校規模（全体の学生数）の大きい順に並んでいる。各ページは、入試受験上の配慮や授業支援といった場面ごとの索引とキーワード

ド（学校の設置形態、学校種、学校規模、支援体制、支援内容、対応手順など）によって、必要な支援・配慮に関する事例を探しやすい構成となっている。事例閲覧者は、これらの情報と自校の状況を比較することにより、自校における支援・配慮のあり方を検討することができ。さらに、障害種ごとにまとめた印刷用PDFもダウンロード可能である。以下、事例の一つをご紹介します。

発達障害のADHD（注意欠如・多動性障害）と診断された学生が入学した国立大学（学生総数2000～4999人）のケースでは、「授業の時間割を忘れる」との学生の申し出に対し、事務職員と在学生が協力。定期試験やレポート課題、休講などの情報を毎朝本人に伝え、必要な単位の取り方などもきめ細かく支援して卒業につながった。

最後に、高等学校等の教職員、関係者の皆様におかれども、進路指導上の参考情報としてご参照いただけたら幸いである。

●本機構webサイト

「障害のある学生への支援・配慮事例」

[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/
chosa_kenkyu/jirei/index.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html)

障害者差別解消法の施行と大学における体制整備

柏倉 秀克 ● 日本福祉大学学生支援センター長

はじめに

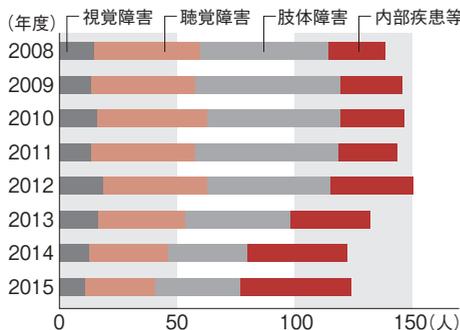
日本福祉大学における障害学生支援の歴史は古く、1953年の開学当初から肢体障害がある学生の在籍が記録に残っている。1983年に名古屋市内から現在の美浜キャンパスに移転した際には、障害学生に対する実態調査を実施するとともにキャンパス環境のバリアフリー化に取り組んでいる。1998年には、全国に先駆けて障害学生を総合的に支援するための障害学生支援センター（現・学生支援センター、以後「支援センター」）を創設し、今日においても多くの障害学生やさまざまな困難を抱える学生の支援を行っている。本稿の目的は、障害者差別解消法の施行に向けた本学の体制整備の現状について報告するとともに、同法施行後の学生支援の現状と課

題について紹介することにある。

1 障害等がある学生の在籍状況

図表1は本学における2008年度から2015年度までの障害別の在籍者数である。

総数は120名から150名の範囲で推移しているが、障害別の構成比率には特徴的な変化がみられる。従来、支援の中心であった視覚障害、聴覚障害、肢



図表1 障害等がある学生の在籍状況

体障害が減少傾向にあるのに対し、「内部疾患等」は徐々にその比率を伸ばしている。ちなみに2015年度における内部疾患等（全47名）の内訳は、内部疾患14名（29.8%）、発達障害10名（21.3%）、重複障害8名（17.0%）、その他15名（31.9%）である。その他には、精神障害、精神疾患、高次脳機能障害などが含まれる。この結果は全国調査と同様の傾向を示しており、発達障害や精神障害が新たな支援対象となっている。

2 支援の概要

(1) 入学前の支援

本学では障害等がある学生に対する入学前の支援に力を入れている。オープンキャンパスでは、障害のある受験希望者を対象に相談会を実施している。その内容は、①障害特性を踏まえた志望学科に関するガイダンス②入学試験における特別配慮③障害学生の受け入れ実績がある下宿・アパートの紹介④通学方法に関する相談⑤授業における配慮⑥学内の移動や大学生活における配慮——についてである。さらに特別支援学校や高等学校を対象に説明会を実施し、障害がある生徒の進路選択を支援している。

入学試験については、受験生の障害実態に対応した各種配慮を実施している。例えば、視覚障害がある受験生への配慮を挙げると、①全主旨には点字問題による試験（1.5倍の時間延長と別室受験）②弱視には拡大問題による試験（1.3倍の時間延長と別室受験）③上記の方法では困難な受験生にはパソコンを使用した試験——などである。

合格発表から入学式にかけては本人（保護者を含む）、支援センターのコーディネーター、入学先の学部教員の三者による入学前面談を実施している。その際、学生のアセスメントを進めるとともに、自己記入式のシートを作成を通して配慮内容を調整する機会としている。なお、このシートは自己の病気や障害の詳細、入学面談の記録、高校と大学の違い、入学後に必要な配慮の内容、受けてきた福祉支援の内容、緊急時の対応などで構成されている。

(2) 学生生活における支援

学生生活の第一歩は入学式の出席である。本学では、入学式に臨む障害学生の不安を軽減するため、上級生（支援学生）が式におけるサポートを担当している。また、

入学直後のオリエンテーションでは、全入学生を対象に障害学生支援を啓発するための時間を設け、支援センターによる講話に加え、障害学生本人がプレゼンテーションを実施することによって、障害学生支援の理念について理解を深める機会としている。

図表2は障害別にみた合理的配慮の内容である。障害学生に対する支援のコーディネートは、支援センターが中心的な役割を担っている。支援センターは、2014年にそれまでの障害学生支援センター（障害学生支援部門）、学生相談室（相談援助部門）、保健室（保健管理部門）を統合し、ワンストップサービスによる総合的な支援の実現を目指してリニューアルした組織である。支援センターは大学の本部がある美浜キャンパスに設置し、半田と東海のキャンパスにはセンター分室が開設されている。支援センターにはセンター長（教員）を中心に、学生部職員、コーディネーター、学習サポーター、心理カウンセラー、キャンパスソーシャルワーカー、看護師が配置され、職種によってはキャンパス間を移動しながら業務に当たっている。

近年、アシスティブテクノロジーをはじめとして、障害を補うためのハードウェアやソフトウェアは目覚まし

図表2 授業などにおける配慮

障害等	教職員主体の支援	学生主体の支援
視覚障害	講義資料のデータ提供 講義時にことばによる説明等の工夫 ビデオ教材使用時の配慮 試験方法の配慮	資料の点訳・データ化 対面朗読 移動支援 ピアサポート
聴覚障害	講義資料のデータ提供 講義時に伝わりやすくする配慮 ビデオ教材使用時の配慮 語学の授業における配慮	ノートテイク・パソコンテイク ビデオ教材の字幕付け 録音された講義の文字起こし ピアサポート
肢体障害	講義資料のデータ提供 試験方法の配慮 学外実習先の確保と障害理解の促進	ポイントテイク 生活介護：移動・食事・排泄 受講時の支援（資料の取り扱い等）
発達障害 その他	講義資料のデータ提供 静粛な授業環境の確保 通院による欠席への配慮 演習等での発表に対する配慮	個別の状況に応じた支援 学習サポート ピアサポート

い進歩を遂げているが、本学では、障害学生向けの支援機器や支援ソフトに関する情報収集を進めるとともに、こうした機器を学生が購入する場合に全額または一定額の補助金を支給している。

専門性の高い点字教材の作成や専門用語を多く含む手話通訳は、学内での対応に限界があるため、学外のリソース（福祉事業所など）を積極的に活用している。また、本学は日本学生支援機構の拠点校として、さらに全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）の理事校として、障害学生支援に関する国内外の情報収集に努めるとともに、障害学生支援の質の向上に努めている。

3 発達障害がある学生への支援

これまで、発達障害がある学生の全体像をつかむことは難しいとされてきたが、その背景には、発達障害が周囲から「見えにくい」障害であることや、本人が気付いていないケース、周囲に知られたくないケースなどが指摘されている。本学のこれまでの支援は、学生相談室におけるカウンセラーによる対応が中心となっていた。最近ではこの障害に対する理解が進んだこともあり、入学前の障害学生相談窓口（オープンキャンパス時に設置）への来談や、支援センターに直接相談に来るケースが増えている。

支援センターでは、入学前面談に力を入れていて、事

前に合理的配慮を申し出た学生に対しては、前述の通り、保護者同席のもとで入学予定学部の教員と支援センター職員が面談を実施している。この面談の第一の目的はアセスメントにある。発達障害がある学生が抱える困難は一人一人異なるため、それぞれの学生の実態に合わせた支援や合理的配慮が必要となる。さらに、発達障害がある学生は新しい場面に戸惑うケースが多いため、面談では学生生活をできるだけ具体的にイメージしてもらい、入学後に不適應を起ささないための支援としている。例えば、授業の受け方、課題やレポートの提出の仕方、授業やゼミでの学友との接し方、教員との接し方などである。

本学では、発達障害がある学生を対象に「個別学習支援計画書」を作成している。その支援計画には、学生の障害状況や、授業などで「うまくいく状況や場面」「うまくいかない状況や場面」を具体的に記載している。授業を担当する教員には、この支援計画に基づいて当該学生の状況を理解した上で適切に対応してもらうこととしている。なお、この支援計画は高次脳機能障害や重度の身体障害など、個別に配慮が必要な学生に対しても作成している。

本学では発達障害がある学生を対象に、「学習支援」と

いうユニークなシステムを導入している。大学の学習は高校までの学習スタイルと大きく異なるため、新しい学習スタイルに順応するのは困難な課題である。例えば、講義中のノートの取り方が分からない、レポートの書き方が分からない、プレゼンテーション資料のつくり方が分からないなどである。支援センターでは週に数回、大学院生や学部の4年生に「アドバイザー」（有償）として学習支援を依頼している。さまざまな課題を抱える学生は「学習サポートスペース」を訪れ、アドバイザーから助言を受けながら学習を進めている。なお、このスペースは発達障害学生に限らず、学習上の困難を抱える学生に開放されており、新たな支援につなげる場としても重要な役割を担っている。

2014年度には、発達障害がある学生による当事者グループが組織され、メンバーは週に1回、昼食を共にしながら趣味や学生生活について語り合っている。この活動の意義は二つ挙げられる。一つ目は学生の「居場所」をつくるという側面。二つ目は、自己の障害に向き合うとともに他者との共通点や相違点を知るといった側面である。以上述べてきたように、発達障害といっても学生の姿は一人一人異なっている。学生の多様性に着目すると

ともに、オーダーメイドによる支援や合理的配慮が支援者に求められている。

4 キャリア支援

障害などがある学生を受け入れる大学は増えているが、障害学生に焦点を当てたキャリア支援に取り組む大学は限られている。障害学生が数多く在籍する本学では、独自の就労支援プログラムを実践し、一定の成果を挙げている。図表3にあるように、2015年度に卒業した障害などがある学生（通学課程）は26名、そのうち就職希望者は24名である。就職希望者の内定率は96・0%（昨年度83・4%）と高ポイントを示している。この数字は障害学生を含む学生全体の就職率より高く、高等教育機関における障害学生の就職率としては特筆すべき成果となっている。内定先の業種をみると企業が33・3%と最も多く、社会福祉法人が25・0%、公務員が16・7%とその他である。

障害者雇用促進法の改正という雇用政策上の追い風はあるものの、重度や重複障害、難病などがある学生の就職状況は厳しいままである。本学では、就職に向けたさまざまな支援を実施している。例えば、就職先に関する

図表3 障害などがある卒業者の進路状況（就職を希望する者に限定、2015年度）

業 種 等	職 種 等	就職者数		障 害 等
企 業	事務従事者	5	8	聴覚障害・肢体障害・内部疾患
	技術的職業従事者			
	特例子会社：事務従事者	3	視覚障害・肢体障害	
社会福祉法人	保育士 相談指導員・支援員 介護職員・ホームヘルパー	6 (2)		視覚障害・聴覚障害・その他
医療機関	精神保健福祉士	1		その他
社団法人・NPO法人等	介護職員・ホームヘルパー	4		肢体障害・その他
公 務	特別支援学校教員 事務従事者	4		視覚障害・聴覚障害・その他・ 重複障害
未 定	—	1		聴覚障害

注：（ ）は非正規雇用者数（内数）

情報を得るための支援、就職先にエントリーするための履歴書づくりの支援、面接試験などに向けた支援、さらに職場における配慮を就職先に適切に伝えるためのスキルの習得に向けた支援などである。さらに、就職の担当部署であるキャリア開発課と学生支援センターが共催し、「障害学生支援セミナー」を年に複数回実施している。セミナーには障害などがある学生に加え、保護者も多数参加している。セミナーの内

容は、社会で活躍する障害がある卒業生の体験談、障害者職業センターや就労支援機関の講話、求人企業との面談などである。学生は、セミナーに参加することによって就職に向けたモチベーションを向上させるとともに、自己の職業観の形成をはかる機会としている。

5 学生による支援

日本福祉大学における障害学生支援は、学生による支援が伝統的に重要な位置を占めてきた。ゼミやクラスの間によるごく身近な支援から、専門的なスキルが求められる支援に至るまで、学生が果たす役割は大きい。本

学には障害学生支援を目的としたサークルが複数存在し、これらは学生にとって自主的な学びの場であるとともに、視覚障害学生向けの点訳教材の作成、聴覚障害学生に対するビデオ教材の字幕付け、ノートテイク・パソコンテイクなどにおいて



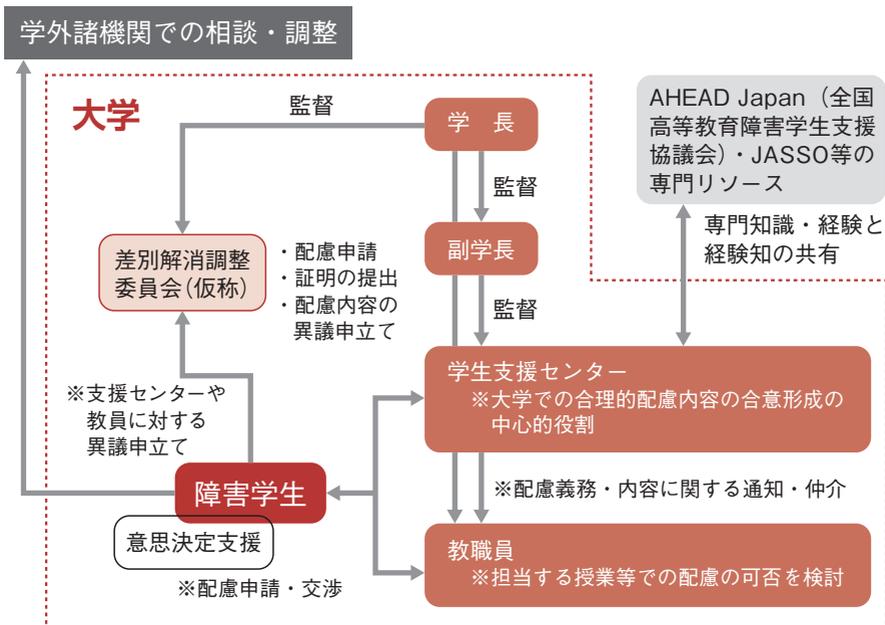
学生によるノートテイク

重要な戦力となっている。これとは別に、同じ障害がある学生による当事者団体が組織されていて、同じ障害がある学生にしか分からない悩みや困難を共有し解決する場（ピア・サポート）として重要な役割を担っている。

2015年度は、在籍する障害学生126名（うち要支援学生90名）に対し、374名の学生がボランティア登録している。本学は、支援学生の支援の質の向上を目的に、視覚障害者支援、聴覚障害者支援に関する科目を開講し、さらに「障害学生支援活動報奨金制度」を導入して学生のボランティア活動に対するインセンティブを高めている。なお、本年4月に施行された障害者差別解消法の対応指針（文部科学省）では、周囲の学生を支援者として活用することに触れている。そこには学生に過度な負担がかかることや障害学生との人間関係に配慮すべきとの記述があるが、この点は本学においても配慮すべき課題である。

6 障害者差別解消法施行後の現状と課題

おわりに、障害者差別解消法施行後の支援体制について述べておきたい。同法において、私立大学は民間事業者に位置付けられ、各省庁によって示される対応指針に



図表4 紛争調停に向けた学内体制（近藤（東京大学）のモデル図を筆者が修正、加工）

基づく障害学生支援が求められている。本学では、文部科学省の対応指針が求める支援部署の整備、専門的な支援職員の確保、相談支援窓口の整備、法の趣旨を周知させるための啓発活動や研修プログラムの整備を進めてきた。今後本学が取り組むべき課題としては次の2点を挙げるができる。

一つ目は、紛争や苦情に対応できる委員会の整備である。この組織には、第三者的な視点が求められており、図表4は本学において検討中の、紛争調停に向けた調整委員会の位置付けを示したものである。二つ目は、学生ボランティアを主体とする支援体制の見直しである。本学の障害学生支援は、支援学生の熱意に支えられてきた側面がある。障害者差別解消法の施行を踏まえて、学生による支援に依存したままではなく、障害学生支援においては大学が主体的な役割を果たす必要があるものと考えている。具体的には、ボランティア学生主体による支援から、大学が認証した一定の専門性を有する支援学生による支援への移行を検討している。こうしたシステムに移行するには、障害学生支援における専門性を高めるための講習や認証制度の整備を同時に進める必要がある。



障害のある受験生に対する合理的配慮

近藤 武夫 ● DOI-T Japanディレクター、東京大学先端科学技術研究センター准教授

はじめに

障害のある人が入学試験に臨む場合、大多数の受験生には問題にならないようなことが、大きな社会的障壁として道を阻むことがある。まず、障害の状況によっては、一般的な紙と鉛筆による試験それ自体が、すでに大きな障壁となっている場合がある。印刷された文字を視覚障害などのために見ることができなかつたり、肢体不自由などのために鉛筆で文字を書くことができずに解答を書き込めない受験生が存在するからである（不可能ではなくても、それらに非常に長い時間が掛かる場合も多い）。障害のある受験生が、文章を耳で聞けば意味が理解できたり、口述筆記やキーボード入力では正確な解答を行うことができる、そうした代替手段が認められなければ、

そもそも試験の場に臨むことも難しい。

DOI-T Japan (<http://doi-t-japan.org/>) は、2007年から東京大学先端科学技術研究センターが主催する活動であり、全国の障害のある児童生徒・学生に対して、他の児童生徒・学生と同じように教育の機会が得られるよう、ICTを活用することや、本人が学校に対して適切な配慮を求めるところを支援してきた。本稿では、第1章で入学試験における合理的配慮の歴史的背景を概観し、その後、第2章で具体的な配慮の例とDOI-T Japanにおける入試に関する事例を、第3章で配慮の可否の判断におけるポイントを示す。

1 試験における合理的配慮の歴史的背景

日本の教育場面では、伝統的に「全員が同じ取り扱い

をされることが平等である」と考えられてきた。そのため、「障害のある児童生徒・学生を、他の障害のない人と異なる取り扱いをする（合理的配慮を提供することによって、平等な機会を保障する）」という考え方は、障害者の極端な特別扱い、または他の受験生に対する不平等や不公平であると考えられやすかった。そのため、特に競争的な入学試験の場面では、異なる取り扱いを認める方向に向かいにくかった歴史がある。本来、人間であれば誰もが平等な教育の機会に参加する権利がある。日本では、個別の配慮が必要な障害者に対し、特に初等中等教育においては長く分離教育の施策が取られてきたが、近年（2005年）になって特別支援教育が始まり、通常の学級に所属する障害のある児童生徒も特別支援教育を受けられる体制が徐々に整い始めた。

2013年からは、国連障害者権利条約が締約国に求める「インクルーシブ教育システム（障害のある生徒もいない生徒も、可能なかぎり共に学ぶ仕組み）」に沿った形になるように、教育制度の変更が図られている。2016年4月には障害者差別解消法が施行され、通常学級でも「障害を理由とした不当な差別の禁止」と、児童生徒が「合理的配慮」を求める権利が保障されるようになって

た。インクルーシブ教育システムは、当然ながら高等教育も含むものである。ここで初等中等教育から高等教育まで共通した、障害者への合理的配慮の基盤が共有されたことになった。

また、初等中等教育における特別支援教育の流れとは別に、高等教育の文脈では、1950年代から、障害者による門戸開放運動や一部の大学による自発的な支援の積み重ねが歴史として存在している（大泉、2007）。ここでも、障害者権利条約と差別解消法が契機となって、全国的な動きが最近になって起こってきた。2014年にはAHEAD JAPAN（全国高等教育障害学生支援協議会、<http://ahead-japan.org>）が多数の大学の呼びかけによって設立され、現在では全国の国公私立75校が参加して、大学における支援のあり方について協議し、知識や経験を蓄積する場が生まれている。

2 具体的な配慮の例

障害者差別禁止と合理的配慮の提供を義務化する法的アプローチを採る諸外国では、例えば以下のような配慮が試験において行われることが一般的である。これらは、国内の障害学生支援を実践する大学でも、合理的配慮の

選択肢として特殊なものではない。とはいえ、もちろん個別の障害の状況に合わせて配慮の可否が判断されるので、障害があれば誰でもこれらの配慮を受けられるわけではない。また、これらの配慮以外のことであっても、ケースバイケースの判断で、必要かつ適当であり、また過重な負担が生じないものであれば、障害のある学生への配慮として提供される点にも注意が必要である。これから配慮のメニューを単に列記しても、実際の個々のケースで大学と本人が配慮内容の合意形成に至る過程についてリアルティを感じることは難しいが、ひとつの参考として重要と考え、記載する。

- ・別室受験、試験時間の延長
- ・代読、代筆による受験
- ・音声読み上げ機能、音声入力機能、キーボード入力の許可
- ・計算機能のない数式入力ソフトウェアの利用許可
- ・計算機の利用許可（米英では計算障害などを対象に四則演算電卓の利用許可が選択肢となっているが、日本で認められた事例はほぼ皆無と思われる）
- ・試験問題を代替的な形式（点字、音声、拡大、電子テキストファイルなど）に変換したものを提供

・字幕のないビデオ教材（または試験問題）への字幕の追加

・手話通訳、文字通訳（パソコン要約筆記）、筆談や文書の提示など、音声言語によらない指示の伝達

・試験室に入ることができ、机も利用できるものを使用するよう建物のアクセシビリティを保障する、障害者用トイレを利用しやすいように会場配置

・車での入構と駐車場の利用を認める、介助者の同席および必要に応じた介助の利用、医療的ケアの利用の許可

・障害者支援機器の利用の認可：代替入力装置（特殊キーボード、特殊マウス、スイッチ、入力支援ソフトウェアなど）、拡大読書機、単眼鏡（ルーペ）、耳栓、ノイズキャンセリングヘッドフォン、読み支援目的のルーラー、蛍光ペン、大きめの下書き用紙の利用許可

最近、DOIT Japanの参加者が大学入試で「配慮を得る」ことはあまり特殊なことではなくなってきた。特に、ここ数年の障害者差別解消法施行までの動きの中で、差別禁止と合理的配慮について理解が広がり、状況は急激に変化している。

文部科学省（2015）によれば、通常学級に所属し

ながら、発達障害に対する特別支援教育を通級指導教室で追加的に受ける生徒の数は、毎年数千人単位で増加している。中学・高校におけるそうした支援は未だ一般的ではないが、大学入学後は合理的配慮を得られやすい状況になりつつある。小学校で合理的配慮を受けてきた児童が、進学して中学・高校でも配慮を受けられようになり、彼ら彼女らが大学に進学してくる未来はそう遠くない。現に米国や英国では、大学で支援を受ける障害者学生の大多数は学習障害やADHDのある学生という状況である (Kondo, Takahashi & Shirasawa, 2015)。

3 配慮の可否の判断におけるポイント

例えば、入学試験において肢体不自由で鉛筆が持てないとか、学習障害のうち書字障害があつて文字を鉛筆で綴ることができない受験生が、小論文の問題で口述筆記(代筆)やワープロ利用であればしつかりした文章を綴ることができるとしたら、それを認めることができるのか? 他の学生は鉛筆で紙の解答题紙に記入しているが、不公平とはならないか? 合理的配慮に慣れていない大学で、こうした議論が起こることは珍しくない。もちろん、障害者だけに対して安易に問題を免除したり評価基準を下

げることは、合理的配慮として大学が行うべきではないが(文部科学省, 2012)、適切な形で、また過重な負担となるものでなければ、必要なルール上の変更・調整を「合理的配慮」として提供しなければならぬ。

個別の障害の状況に応じた合理的配慮が、選抜の評価基準を下げることになっていないかどうかは、作問した教員や入試担当部署と、障害者学生支援に関する専門的な知識・経験のある教職員が判断する必要がある。また、その前提として、合理的配慮を求める個々の学生は、障害の状況に関して根拠のある説明をすることが必要である。状況の説明について理想的なのは、①障害についての医師の診断書があること②障害から生じる機能面での制限について、専門家による標準化されたアセスメントなどによる客観的な評価と説明があること③以前の教育段階でも障害が認知されていて、入学試験で求めている配慮と同等のことが教育上の合理的配慮として提供されてきた来歴があること——という三つがそろっていることだと考えられる。ただし、これらのうち二つ以上、または一つであっても状況が精緻かつ論理的に説明されているのであれば、採用するに足ると判断することもできるだろう。

図表 1 DO-IT Japanに参加した生徒たちが大学入試において得てきた配慮の例
(近藤、2016に一部追加)

事例 1 (2007年)	肢体不自由 (筋ジストロフィー) があり鉛筆による手書きが困難な生徒が、大学入試センター試験と国立大学の一般入試において、キーボード入力による解答用紙への記入を認められ、合格。
事例 2 (2009年)	高次脳機能障害 (読み障害) のある生徒が、大学入試センター試験でパソコンによる音声読み上げを申請するが認められなかった。ただし、1.3倍の試験時間延長を認められた。
事例 3 (2010年)	肢体不自由 (脳性麻痺) があり鉛筆による手書きが困難な生徒が、大学入試センター試験および国立大学の一般入試において初めて、数式入力支援ソフトを用いて受験することが認められ、合格。
事例 4 (2011年)	発達障害 (書字障害) のある生徒が、国立大学のAO入試における小論文試験でキーボード入力を用いて受験することが認められた。
事例 5 (2011年)	学習障害 (読字障害) のある生徒が、奈良県の県立高校の入学試験 (学力試験) において、パソコンによる音声読み上げを申請するが認められなかった。ただし、代読による受験が認められ、合格。
事例 6 (2012年)	肢体不自由 (脊髄損傷による両腕の麻痺) があり鉛筆による手書きが困難な生徒が、大学入試センター試験と国立大学の一般入試において、数学および物理、化学で1.5倍の試験時間延長、別室での受験、代筆の配慮を得て受験し、合格。
事例 7 (2014年)	学習障害 (書字障害) のある生徒が、定時制都立高校の入学試験における作文の試験でワープロを利用することが認められ、合格。
事例 8 (2015年)	学習障害 (読字障害) のある生徒が、大学入試センター試験において、パソコンによる音声読み上げを申請するが認められなかった。ただし、代読での受験が認められた。
事例 9 (2015年)	神奈川県 の県立高校の入学試験 (学力試験) において、発達障害 (書字障害) のある生徒がワープロ (キーボード入力) を利用して5教科の受験を認められ、合格。
事例10 (2016年)	視覚障害 (弱視) のある受験生が、大学入試センター試験で代読による受験が認められた。

また、障害の状況は個人ごとに千差万別であるため、「特定の障害名」特定の配慮」という公式は成り立たないし、合理的配慮は法的な定義上、個別事例に応じて提供する必要があるので、そのような判断を行ってはならない。例を挙げると、「視覚障害者には点字による受

験を認めることが重要」とだけ考えて、音声 (コンピューターによる音声読み上げや代読) による受験を認めない場合、点字を流ちょうに読み書きすることができない視覚障害者 (実は、視覚障害者の大多数を占めている) は、同じ視覚障害でも試験問題を読むことが難しくなる。個

別のケースで、本人がどのような配慮を求めているか、またそれを大学が合理的なものとして受けられるかどうかについての合意形成をする必要がある。

場合によっては、過重な負担などを理由として、障害のある受験生本人が求めている配慮を大学が断ることもある。しかしその場合も、法の考え方に照らして適切な手続きであることを、その障害のある受験生に説明する義務は学校が負っている。障害のある受験生は、障害者差別解消法によって設置された相談窓口（法務局、障害者差別解消支援地域協議会、文部科学省にある）に、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に関して異議申し立てを行うことができる。また文部科学省の障害者差別解消法対応指針は、学内にも第三者的な相談窓口を設置することを求めている。本人や関係者間の合意点、落とし所をどのように見つけていくかという体制整備が鍵となる（近藤、2015）。

図表1は、DO-IT Japanに参加している生徒が、障害者差別解消法による合理的配慮の法制度施行に先駆けて、大学などへ配慮を求めた結果、得られた配慮の例を示したものである。これらは、差別禁止や合理的配慮の制度が早くから整っている米国や英国の場合、障

害のある生徒に対して一般的に認められることは珍しくない。このような配慮が日本でも認められ始めたことは、国連の障害者権利条約に謳われたインクルーシブ教育システムの実現に向けた日本社会の動きが反映されたものと考えられることもできるだろう。

●参考文献

1. 大泉 溥（2007）我が国における障害学生問題の歴史と課題．障害者問題研究、35（1）、2—10．
2. Kondo, T., Takahashi, T., & Shirasawa, M. (2015) Recent Progress and Future Challenges in Disability Student Services in Japan. *The Journal of Postsecondary Education and Disability*, 28(4), 421-431.
3. 文部科学省（2015）平成27年度通級による指導実施状況調査結果．
4. 文部科学省（2012）障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）．
5. 近藤武夫（2015）障害のある学生への合理的配慮．*大学時報*（2015年5月号）、84—91．
6. 近藤武夫（2016）学校でのICT利用による読み書き支援合理的配慮のための具体的な実践．金子書房．

すべての利用者にやさしいキャンパス整備を目指して

伊井 明 ● 龍谷大学財務部管理課課長

はじめに

本学は1639（寛永16）年の創立以来、「浄土真宗の精神」を建学の精神とする教育・研究を連綿と受け継ぎ、今年で創立377年を迎えた。現在、西本願寺に隣接する大宮キャンパス（京都市下京区）、本部機能を有する深草キャンパス（京都市伏見区）、1989年に創立350周年記念の一環として開設した瀬田キャンパス（滋賀県大津市）の三つのキャンパスを有している。

これらキャンパスにおいては、教育研究などに係る施設整備に関する整備方針を定め、各々のキャンパスの立地条件などを踏まえた整備を行っている。その方針の一つとして、「キャンパスアメニティの実現」のために、「学生のライフスタイルを考慮した憩いの空間を創出す

る。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、緑化などに配慮し、全ての利用者に優しい環境を整備する」と定め、キャンパス整備に取り組んでいる。

本稿では、特に深草キャンパスにおける整備事例を中心に紹介したい。

1 障がい学生に対する支援の変遷

本学における障がい学生の支援は、各学部教務課や入試部などによる、障がいのある学生に対する必要に応じた個別的な対応から始まった。日本で初めて、全盲で司法試験に合格された竹下義樹弁護士は法学部の卒業生であり、在学中は関係部署や「点訳サークル」の学生が学修支援をするとともに、当時実施されていなかった点字による司法試験を行うよう国へ働きかけるなどした。

その後も取り組みの内容を拡大し、ソフト面では、ノートテイクや専門職員による点訳体制の整備、聴覚障がい者・肢体不自由者への援助のための学習補助員の採用、入学試験における「身体障害者受験要領」の制定など、学生のニーズに合わせた支援を充実させた。また、ハード面においては、視覚障がい者に対する「点字ブロック」「点字テープ」の整備、「点字図書」「オプチスコープ（拡大読書器）」の購入、「携帯用テープレコーダー」の貸与、聴覚障がい者に対する「FM補聴器」の貸与、肢体不自由者に対する「スロープ」「エレベーター」の整備（1993年時点で全体の83%を整備）、「手動車椅子」の貸与、「学内の駐車スペース」の確保、「車椅子に対応する机」の整備など、バリアフリー化や機器の購入などに取り組んだ。

1993年には、より充実した障がい学生支援を実施するために、大学の基本方針として「身体障害者への教育援助について」を制定し、これまで関係部署が個々に取り組んできた支援を全学的な取り組みに発展させた。基本方針の制定以降も、建物内において「自動ドア」「車椅子用昇降機」「点字案内・点字ブロック」「多目的トイレ」を新たに設置するなど、継続的にバリアフリー化に向けた整備を行ってきた。

2 深草キャンパス修景事業

このように、障がいのある学生に対する支援について、さまざまな取り組みを展開してきたが、深草キャンパスにおいては、1960年のキャンパス開設以降、順次整備してきた建物と地盤との間に高低差が生じるなど、障がいのある学生にとって利用しにくい状況が発生していた。これらの課題に対して抜本的な改善を図るとともに、学生が集い憩える空間を創出し、キャンパスアメニティの向上を図ることを目的に、龍谷大学創立370周年記念事業の一つとして「深草キャンパス修景事業」を実施した。

深草キャンパス修景事業のコンセプト

① 既存の資産を生かす

既存建物の利用、既存植栽盛土の活用、樹木の敷地内移植による緑地の再整備など、歴史を刻んできた深草キャンパスの建物・地形・緑を最大限に利用し、キャンパス風景を再構築する。

② 学生の憩いの場所を作る

キャンパス内にさまざまな性格を持った場所を配

置することにより、学生間の相互交流を促し、学生の活動に配慮した十分なサポート環境を整える。また、講演や発表など学生の活動舞台としてのステージを持つ、リング状屋根に囲まれた芝生広場を中心に、カフェ樹林（情報掲示・カフェ施設）・図書館前エントランスデッキ・情報ラウンジ・ベンチ・緑地などでキャンパスライフを支える。

③ キャンパス内のバリアフリー化

既存の地盤レベルを生かしながら、全体を緩やかな傾斜面で再構成することにより、全ての場所をバリアフリーとする。また、交流の場を多様にすることで、キャンパス内を活性化させる。

④ 明るく緑あふれるキャンパス

豊かな既存の緑を移植して残すとともに、緑地や芝生エリアを増設する。落葉樹を取り入れること、また枝垂桜など、京都らしい四季折々の木々や草花を加えることにより、校舎の赤レンガが映える多様な景観を演出する。

⑤ 環境への配慮

雨水利用、太陽光発電の採用、リサイクル材を使用した透水性平板を構内舗装ベースに用いることに



深草キャンパス「中庭」の風景

よる輻射熱の軽減など、エネルギー消費を抑え、これからの大学キャンパスを見据えた地球環境への配慮を積極的に行う。

この「深草キャンパス修景事業」を実施した結果、建



深草キャンパスの中央に位置する「カフェ樹林」の外観

3 「カフェ樹林」の設置

物と地盤との間に生じていた高低差が解消され、緩やかな傾斜面で再構成することができたため、中庭に面する全ての校舎に段差なしでアクセスすることが可能となった。

この「深草キャンパス修景事業」において特筆すべきは、2006年4月に知的障がい者、精神障がい者が働く「カフェ樹林（以後、樹林）」をオープンさせたことである。樹林は、「ノーマライゼーション」の理念（障がい者を含む多様な人間が、補い合い、生かしあって暮らす社会こそノーマルな社会であるという考え方）を、大学が



「カフェ樹林」の中はリラックスできる空間となっている



内側から実践し、ひいては地域社会へと発信していくことを目的とし、深草キャンパスの中央に設置した。現在は、休憩時間やランチタイムにおいて、学生をはじめ学内外を問わず、多くの方に利用されている。

樹林における特色ある取り組みとしては、さまざまな学部の学生とカフェで働いている知的障がい者、精神障がい者の方々が協働して「チームノーマライゼーション」という団体を設立し、学生サークルと樹林とのコラボレ

シヨン企画を立案し、実施していることである（ジャズ研究会によるライブ、美術・写真系サークルによる展示会など）。

また、短期大学部社会福祉学科による実践講義やボランティア活動も展開されており、商業施設としてのカフェ機能のみに留まらず、ノーマライゼーションの本質を学生が実践的に学ぶ場としても活用している。

4 「障がい学生支援室」との連携と今後の展開

2006年度以降も、各学部教務課などの事務室入りの自動ドア化といった施設整備を推進するとともに、3キャンパスにおける「バリアフリーマップ」の作製（2012年度）など、全ての利用者が快適に過ごすことができるキャンパス整備を積極的に進めてきた。

2014年度には、「障がいのある学生に対する実効性のある支援を全学的に推進し、適切な修学環境を実現する」ことを目的に、「障がい学生支援室（以後、支援室）」が設置された。

現在は、深草・大宮・瀬田の3キャンパスに支援室が設置され、新たに配置されたコーディネーターが中心となって、障がいのある学生への支援の充実を図っている。



障がい学生支援室（深草キャンパス）

支援室には、障がいのある学生および保護者と面談することができる「相談スペース（個室）」、心を落ち着けて休憩することができる「クールダウンスペース」、学生同士が交流や休憩のできる「学生交流スペース」の三つの機能が備わっている。学生交流スペースでは、障がいのある学生を支援する学生に対する研修なども実施して

いる。いずれのスペースも、本学における障がい学生支援の目指すべき方向性を踏まえ、利用する学生の状況を考慮し、支援室との意見交換を複数回行って、具体的な整備内容を確定した。

支援室開設以降も定期的に支援室との意見交換の場を設け、障がいのある学生を中心に利用者の意見を施設整備に反映するようにしている。例えば、「指の力が急に低下し、エレベーターのボタンを押しにくくなった」とい



「学生交流スペース」(瀬田キャンパス)

う車椅子の学生の声を聴き、ボタンを操作しやすいものに変更したり、「5センチほどの段差があり電動車椅子では越えられない」という訴えを受けて段差を解消することなどは、大きな改修工事を伴わずに対応できるものである。学生の悩みが寄せられる支援室と連携を図ることによって、これまで以上に利用者のニーズに応じた細かい対応が可能となっている。また、新たな施設を整備する場合にも、支援室から意見を聞く機会を必ず設け、利用者にとって適切で、かつ無駄のない環境を整備するよう努めている。

支援室が設置されたことにより、改めて、利用者の意見に耳を傾け、適切な対応をすることが大切であると気づかされた。加えて、ハード面の整備だけでなく、ソフト面の充実こそ重要であり、学生に対する働きかけを継続して行う必要性を強く感じている。引き続き、支援室および関連部署と連携し、ハード・ソフト両面の充実に努めたい。

全ての利用者に優しいキャンパス整備を推進するとともに、多様な人々が共に暮らす共生社会を生きる学生に、相手の気持ちを考え、認め合う心の大切さを伝えていきたい。



障害のある教職員の支援・採用と学内理解の促進

原 正福

●立教学院人事部人事課、立教大学しょうがいしゃ支援ネットワーク委員
 (2014・2015年度しょうがいしゃ支援ネットワーク
 「学内理解促進・情報発信実施検討ワーキンググループ」座長)

はじめに

本学には、障害者支援関連部署の職員と、障害学生在籍の有無を問わず全学部から選出された教員と職員、総勢40名近くで構成される全学的な組織である「立教大学しょうがいしゃ(学生・教職員)支援ネットワーク」(以後、支援ネットワーク)が設置されている。支援ネットワークの発足から現在に至るまでの過程や、その役割については、大学時報2013年1月号(No.348)掲載の記事で、当時の「しょうがい学生支援室(以後、支援室)」課長であった原修が詳細に紹介している。ぜひそちらをお読みいただいた上で、本稿をお読みいただくと幸

いである。

今回は、支援ネットワークや本学がこれまで取り組んできた教職員への支援内容および啓発活動を中心に、事例を紹介する。

なお、本学では主に「しょうがい」と表記しているが、本稿では固有名詞以外は「障害」と表記する。

1 教職員への支援と職員採用

(1) 教職員への支援

立教大学には、キリスト教に基づく建学の精神を背景に、古くから障害者を受け入れ、また障害のある教職員を支える風土があった。支援ネットワークの名称に「学

生・教職員」と付されていることからわかるように、ネットワーク発足時の1994年からこの点においても意識的に取り組んできている。

障害のある教職員に対する支援としては、職務上の不便を解消するための調整や支援活動を行っている。現在、本人の申し出に基づいて11名の教職員に関する状況や依頼事項を支援ネットワークで共有している。

障害のある教員の授業運営に関わる支援は、主に支援室と教務部・新座キャンパス事務部教務課、メディアセンターなどとの連携の下で進められている。例えば、全盲、弱視など視覚障害のある複数の教員に対する支援は、学生が提出するリアクションペーパーの読み上げやテキストデータ化、授業で扱う資料の点字印刷、授業支援システムの利用サポート、移動サポート、各種申請書類の代筆など、内容・方法は個人の状況に応じて多岐にわたる。原則として、支援内容も本人からの依頼に基づいて行われていて、この点は、学生・教職員ともに共通である。

(2) 職員採用

障害のある職員の採用や受け入れは、支援ネットワークのメンバーでもある人事課が中心に行っている。採用

に関しては、地道な活動を継続しながら、試行錯誤を重ねている。

専任職員採用については、ここ数年、障害者枠も念頭において採用を行っているが、なかなか成果に結び付いておらず、障害のある職員の受け入れという点では、現在は嘱託職員（障害者枠）としての採用が中心となっている。

嘱託職員（障害者枠）の採用は、民間企業が実施する障害者雇用に関するセミナーの講師から提供していただいたチェックシートを参考に、面接を中心とする選考を行っている。昨今、精神障害・発達障害のある方の採用が増えていることもあり、選考の際は、障害の内容に関するのと、本人が職場に対して配慮を希望する内容について、入念に確認を行っている。

結果として、採用に結び付いた後も、職場における配慮事項を再確認し、必要に応じて支援室からもアドバイザーやサポートを受け、職場への定着を目指して就業上必要な支援を行っている。聴覚に障害のある職員が参加する会議に、本人の申し出により手話通訳者を配置する場合もあれば、職場内で課題が生じた場合には、些細なことであってもすぐに個別面談を行うなどの対応をとる場

合もある。また、障害のある職員を受け入れるときには、本人の承諾を得た上で、その受け入れ部局内で、障害の内容を事前に共有するようにしている。

時には問題を抱えることもあるが、職場で共に働いていくためには、本人の了解を得た上で、職場の上司や仲間が障害の内容を理解し、困りごとや支援が必要なこと、時には支援が不要なことも含めて、お互いに理解することがポイントではないかと思う。この点では障害の有無は一切関係なく、メンバーの一員として受け入れるという視点に立って相互に意思疎通を図り、部署としての成果を挙げるために協力・役割分担する環境・体制を整えていくという組織運営の基本的なことが重要であって、それを実践しようとチャレンジできるかどうかにかかっていると考えている。

2 教職員に対する啓発活動

本学は、2011年度に「立教大学しようがい学生支援方針」を策定し、公表した。その方針には、障害のある学生にとって利用しやすい支援内容と体制を確立し、障害の有無に関わらず、学生が相互に学び合い、共に支え合う、開かれたキャンパスを目指すことを掲げている。

支援方針は、三つの小方針「支援内容・体制の方針」「施設・設備の整備方針」「学内理解促進・情報発信の方針」からなっている。このうち、3番目の「学内理解促進・情報発信の方針」では、「立教大学の全構成員の意識を高め、障害のある人に対して開かれた大学を目指します。」と提示し、しようがい学生支援ガイドラインでは、さらにつけ加えて、「授業やプログラム、教職員研修を通じて、全構成員が障害者支援に関する理解深め、『他者を尊重し、共に生きる大学』を目指します。」としている。本学の教職員に対する啓発活動の根底にあるのは、この考え方である。以下、本学の教職員に対する啓発活動について、三つの事例を紹介する。

(1) 新入職員研修

2008年度から新入職員研修の一環として、支援室が主催する正課外プログラム「実践！バリアフリー講座」(全3回…実施概要参照)のいずれか1回の参加を義務付けている。これは、学生生活のさまざまな場面において、一人一人の障害学生が適切な支援を受けられるように、全教職員が障害、および障害者サポートに関する理解を深めるための取り組みの一つである。2014年度から

【参考】「実践！バリアフリー講座」（2016年度）実施概要

	①	②	③
内容	聴覚障害 理解と支援の実践	視覚障害 理解と支援の実践	車いす利用者 (肢体不自由) 理解と支援の実践
開催	2016年6月	2016年10月	2016年11月
場所	新座キャンパス	池袋キャンパス	新座キャンパス

は、全3回の受講を必須として
いる。

職員の場合、配属される部署
によっては、学生と直接接する
機会が少ないことも多い。しか
し、どの部署に配属されようと、
職員の業務は学生の成長を支援
するという点で変わりはなく、
どの視点から大学を支えていく
のかという違いがあるだけであ
る。採用初年度から正課外プロ
グラムに参加し、学生と共に「職
員として」このプログラムで学
習、体験することの意義は非常
に大きい。

参加した新入職員のアンケートから

● 何よりもコミュニケーションが大切だということ
強く感じました。先回りして相手のことを考えるた
めには、練習が必要だと思いましたが、このような
体験を一度するだけでも見え方が変わると思いまし
た。大学のキャンパスが本当に過ごしやすいものにな
っているか、これから考えようと思います。

● このような企画を知らない学生が、食堂で、（プログ
ラム受講中に、キャンパス内で車椅子に乗る体験を
している）私に「おしほりをとりますか？」と声を
かけてくださって、とても温かい気持ちになりました。
私も自然にそういう声かけができるとういのに
と思いましたが、そういった言葉がけの大切さを感じ
ました。

(2) 支援ネットワーク構成員向け講習会の実施

支援ネットワーク会議では、しょうがい学生支援コー
ディネーターが講師を務めて、2014年度に「聴覚障
害」、2015年度は「視覚障害」をテーマに講習会を実
施した（前述の40名近い構成員（教職員）全員が集まる

【2015年度講習会の内容】

項目	内容
はじめに	①本学の視覚障害学生について ②見えないことによる困難とは
【体験1】 アイマスクをして移動体験	①会場の四隅に置かれた折り紙の位置を全員で確認する（目視）。 ②アイマスクをして、自分の席から一番近い場所の折り紙を1枚とって自分の席に戻る（2分間）。
【体験2】 アイマスクをして折り紙体験	①2人一組のペアになり、アイマスクをつけた人が、ペアの人が読み上げる折り紙の折り方の説明を聞きながら5分間で折り紙を折る。 ②アイマスクをつける人を交代し、①と同じことを実施する（ただし、折る物が異なる）。
まとめ	まとめ

講習会）。これも、支援ネットワークの構成員が率先して障害に対する理解を深め、部署を超えて「立教大学しようがい学生支援方針」に基づいた協力体制の構築を目指す取り組みである。支援ネットワーク会議は全学的会議体ゆえに、部局を代表して会議に参加している構成員（教職員）同士の交流が活発であるとは言い難

アイマスクをして移動体験



アイマスクをしてペアで折り紙体験



い側面もある。そのために、講習会は構成員同士の交流を深めることも狙いの一つとしている。支援ネットワーク会議内の講習会も、新入職員の「実践！バリアフリー講座」の受講同様に、自らが体験することによって障害に対する理解度が深まり、同時に自らが部局を代表して支援ネットワークに参加しているということを再認識する機会にもなっている。

(3) 「しようがい学生支援対応事例集」・「ガイド」の作成

しょうがい学生支援コーディネーターを中心に、支援ネットワーク会議の下に設置された学内での理解促進を図るためのワーキンググループにより、「しょうがい学生支援対応事例集」と「講演会や行事等へのしょうがい者の参加対応ガイド」を作成した。

障害学生が履修する科目を担当する教員には、書面で配慮依頼を行っているが、その結果をフィードバックする仕組みがなかったため、教員の対応の妥当性や有効性についての点検や意見も吸い上げられていなかった。そこで、学期終了時に教員アンケート(対象:障害学生履修科目担当教員)を実施し、状況の把握に努めた。

その上で、複数年のアンケートなどによって蓄積された事例や、授業で障害学生を担当する場合に留意すべきポイントをまとめた事例集・対応ガイド(前述)を作成した。これらは、いずれもホームページに掲載しているもので、ぜひご覧いただきたい。

(http://www.rikkyo.ac.jp/support/campuslife/backcup/barrier_free/reference/case_studies/)

おわりに

部署によって、障害のある教職員に対する関わり方に

差はあるものの、支援に関する基本的なあり方は、特定の部署・組織だけが行うのではなく、本学に所属する全ての教職員が関わり、支え合うものである。適切な対応と求められる配慮を行うためには、教職員一人一人が障害に対する理解を深めることが重要である。

本学のこれまでの活動は、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」にも沿っているが、それは長い歴史と志ある教職員の支えなくしては実現しえなかったものである。

一方、支援ネットワークが掲げる「障害学生・教職員支援のある特定の部局や個人が担うものとせず、移動サポートや窓口での一次対応などを大学に所属する全教職員が行えるようにする」という究極の目標に現時点で到達しているとは言い難い。今後も試行錯誤を繰り返しながら、障害の有無や軽重に関わらず、相互に学び合うことができる開かれたキャンパス、開かれた立教を目指し、大学全体で歩みを進め、大学としての可能性を広げ続けていきたい。

